

# 『史上最強のFP2級AFPテキスト25-26年版』

## 法改正情報

- ・2026年5月までに実施されるCBT試験の法令基準日は2025年4月1日です。
- ・2026年6月～2027年5月に実施されるCBT試験については、法令基準日が2026年4月1日になります。

『史上最強のFP2級AFPテキスト25-26年版』は、2026年5月までに実施される試験に対応しています。現在『史上最強のFP2級AFPテキスト25-26年版』にて学習されていて、2026年6月以降の試験を受験される方は、法改正情報に十分にご留意ください。主な法改正は以下の通りです。

※2026年6月～2027年5月実施予定の試験に対応するテキストとして、『史上最強のFP2級AFPテキスト26-27年版』が2026年5月下旬に発売される予定です。

### ●2026年4月1日までに施行された法改正（2026年6月～2027年5月実施の試験に対応）

- ・フラット35：融資額が1億2,000万円以下となった。融資対象の住宅床面積（一戸建て・連続建て・重ね建て）が50㎡以上となった。

- ・健康保険：2026年4月分保険料（5月納付分）より健康保険料、国民健康保険料、後期高齢者医療保険に、子ども・子育て支援金が加算される。

- ・国民年金保険料：国民年金保険料が月額17,920円（2026年度）となった。

- ・年金額の改定：老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金の満額の年金額が847,300円（2026年度：月額70,608円）となった。

- ・在職老齢年金：60歳以上の厚生年金被保険者は、「年金の基本月額と総報酬月額相当額との合計額」が65万円を超えると、老齢厚生年金が減額や支給停止となった。

- ・確定拠出年金：企業型年金で、従業員が上乗せする掛金が「事業主の掛金額を超えてはならない」という制限が撤廃された。

- ・基礎控除・給与所得控除の控除額の引き上げ：基礎控除と給与所得控除はそれぞれ4万円引き上げられ、基礎控除額は58万円から62万円（合計所得金額が655万円超2,350万円以下）に、給与所得控除の最低保障額は65万円から69万円になった。さらに、2026年・2027年の時限措置と

して、基礎控除額は最大42万円の上乗せで104万円、給与所得控除額は5万円の上乗せで74万円となった。

- ・扶養控除・配偶者控除等の所得要件：納税者本人と同一生計の配偶者以外の親族の合計所得金額58万円以下が62万円以下に引き上げられた。

- ・特定親族特別控除：19歳以上23歳未満の子の合計所得金額が62万円（年収136万円）を超えた場合も、上限123万円まで、子の合計所得金額に応じて親は63万円～3万円と段階的に控除が受けられることとなった。

- ・住宅借入金等特別控除：適用期限・居住開始年が5年延長され、2030年までとなった。また、床面積要件の緩和措置について住宅の区分に関わらず適用対象となった（特例対象個人は上乗せ措置との選択適用）。ただし省エネ基準適合住宅の新築について、2030年以降は新築等が認められなくなる予定であるため、借入限度額を引き下げ、2028年以降は、原則、適用対象外となる。

- ・公正証書の作成手続きのデジタル化が追加：2025年10月1日より、公正証書の作成手続きがデジタルでも行えるようになった。オンラインでの本人確認・意思確認や、PDFファイルへの電子サインによる原本作成が可能となり、自宅や遠隔地からでも手続きが完結する。

2026年4月現在